

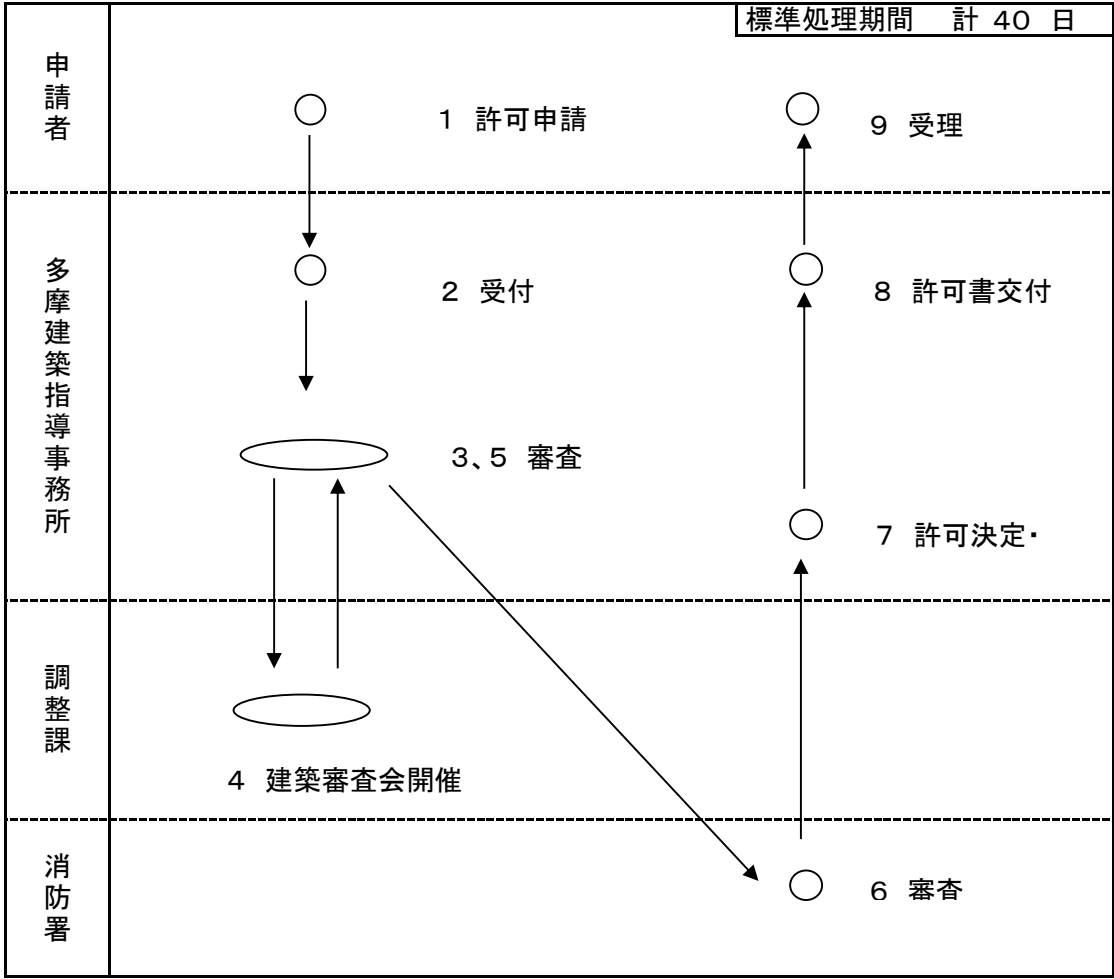
(様式－1)

(様式－1)

(令和7年9月16日改訂)

事務名 機械室等に関する容積率の例外許可等(※)

《事務処理フロー図》



作成部署	都市整備局多摩建築指導事務所建築指導第一課	電話042-548-2044
	都市整備局多摩建築指導事務所建築指導第二課	電話042-313-3382・3384
	都市整備局多摩建築指導事務所建築指導第三課	電話0428-23-3423

《事務処理フロー図の説明》

項番	項目	説明
1	許可申請	申請者は、受付窓口に申請書を提出し、申請手数料を納付します。
2	受付	提出された許可申請書の形式審査を行い、適正であれば、手数料を徴収の上、受け付けます。
3、5	受理・審査	許可することが相当な建築物であるか審査を行い、関係者の意見を聴するための公聴会の開催を依頼します。
4	建築審査会開催	許可することが妥当であるか審査を行い、許可相当と認めたときは同意を与えます。
6	審査	建築計画につき、所轄消防署長に協議を行い、同意を得ます。
7	許可決定	建築審査会及び所轄消防署長の同意を得て、許可決定を行い許可書を発行します。
8	許可書交付	許可書を申請者に対し交付します。
9	受理	

※予定道路がある場合の容積率の例外許可、壁面線による建築制限の許可、計画道路がある場合の容積率の例外許可、壁面線がある場合の容積率の例外許可、建ぺい率制限の例外許可、敷地規模規制の例外許可、建築物の高さ制限の例外許可、高度地区内における都市計画による許可、高度利用地区内の容積率制限等の例外許可、高度利用地区内の道路斜線制限の例外許可